大和市告示第102号

大和市老人クラブ連合会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年6月5日

大和市長 大 木 哲

大和市老人クラブ連合会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市老人クラブ連合会補助金交付要綱(平成20年大和市告示第130号)の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める。

大和市シニアクラブ連合会補助金交付要綱

第1条中「大和市老人クラブ連合会(以下「市老連」を「大和市シニアクラブ連合会(以下「連合会」に改める。

第2条中「地域老人クラブ」を「老人クラブ」に、「市老連」を「連合会」に改める。

第3条第2項中「市老連」を「連合会」に改め、「規則」の次に「第6条第1項」を加える。

別表中「別表」の次に「(第3条関係)」を加え、同表左欄中「老人クラブ連合会補助金」を「シニアクラブ連合会補助金」に改め、同表右欄中「市老連」を「連合会」に、「地域老人クラブ」を「老人クラブ」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。